

# 【新規入場教育資料】

【日特ルール】

2026 年度版



日特建設株式会社 東北支店



## 社是

企業の経営上の方針・主張を示すものあり、社内のみならず社外に対しても示すもの

私たちは、見えないところにこそ、誠実に技術を提供して、社会から必要とされる企業であり続ける。

水を湛える雄大なダム直下には、その水を漏らさないためにもう一つのダムが地下に造られています。

その技術こそが、私たちが仕事に取り組むときのプライドの原点であり、今、提供する 全ての技術サービスの源流になっています。

## ブランドメッセージ

端的に企業の「らしさ」や世界観を伝えるメッセージ

見えないところにこそ、私たちのプライドがある



## 社訓

全ての従業員が守るべき理念や心構え

1.安全第一 1. 信用確立 1. 技術発展

## 経営理念

企業における基本的な価値観、精神、信念、あるいは行動基準を表明したもの

- 使命  
安全・安心な国土造りに貢献する会社
- 価値観  
基礎工事における総合技術力と効率的な経営
- あるべき姿  
信頼される技術力に培われた、環境・防災工事を主力とした  
基礎工事のエキスパート

## 2026 年度 全社統一スローガン

安全：働く人の安全と健康を守る職場を確立する  
品質：技術者倫理を貫く

### I .当社の災害事故の状況

| 現在までの<br>発生状況 |          | 3月の安全成績 3月30日現在 |            |     |    |     |     |
|---------------|----------|-----------------|------------|-----|----|-----|-----|
|               |          | 労働災害            |            |     | 物損 | 熱中症 | 合計  |
|               |          | 休業<br>4日以上      | 休業<br>4日未満 | 不休A |    |     |     |
| 全社            | 3月       | 0               | 0          | 5   | 2  | 0   | 7   |
|               | 3月<br>累計 | 10              | 7          | 43  | 33 | 19  | 112 |
| 東北            | 3月       | 0               | 0          | 0   | 1  | 0   | 1   |
|               | 3月<br>累計 | 0               | 1          | 2   | 6  | 0   | 9   |
| 昨年<br>成績      | 3月<br>累計 | 0               | 0          | 5   | 4  | 1   | 10  |

## 東北支店安全成績（過去10年）

| 年度     | 休業<br>4日以上 | 休業<br>4日未満 | 不休 | 物損 | 熱中症 | 合 計 | 社員数 |
|--------|------------|------------|----|----|-----|-----|-----|
| 2016年度 | 3          | 0          | 2  | 0  | 1   | 6   | 142 |
| 2017年度 | 0          | 0          | 5  | 0  | 0   | 5   | 129 |
| 2018年度 | 2          | 0          | 2  | 1  | 2   | 7   | 125 |
| 2019年度 | 2          | 0          | 0  | 2  | 1   | 5   | 128 |
| 2020年度 | 0          | 1          | 5  | 1  | 1   | 8   | 121 |
| 2021年度 | 0          | 0          | 5  | 0  | 1   | 6   | 123 |
| 2022年度 | 0          | 1          | 3  | 0  | 1   | 5   | 112 |
| 2023年度 | 2          | 1          | 4  | 3  | 3   | 13  | 114 |
| 2024年度 | 0          | 0          | 5  | 4  | 1   | 10  | 116 |
| 2025年度 | 0          | 1          | 2  | 6  | 0   | 9   | 114 |

NITTOC

## 2025年度 安全成績の振り返り

- ①休業災害ゼロを達成
- ②休業3日：1件
  - ・新規入場時の指導及び話し易い現場環境づくりと連絡報告を周知徹底していれば不休災害となった可能性があった。
- ③不休：2件
  - ・不休1件は一步間違えれば重大災害に繋がった。
- ④熱中症：0件
  - ・今年度もゼロを達成しましょう。
- ⑤物損：6件
  - ・業者任せになっていたことが殆どの要因。
  - ・全社で一番多く発生→反省しなければならない。



## 2026年度 災害を減らすため、具体的な指導内容・教育方法について

### ①事業主と合同でパトロールを行う。

(工事期間2週間以上：1回/月)

- ・合同でパトロールすることで、事業主の日特ルールの早期理解度を促し、安全・品質に関する知識の向上を図る。併せて、当該工種の経験が浅い担当工事長が事業主と一緒にパトロールすることで、知識の向上が図れることも期待する。
- ・安全品質パトロール結果を踏まえ、事業主のコメントをもらうことで意識の高揚を図る。

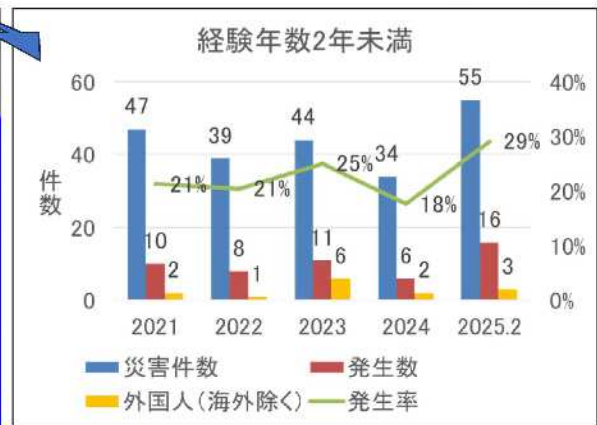
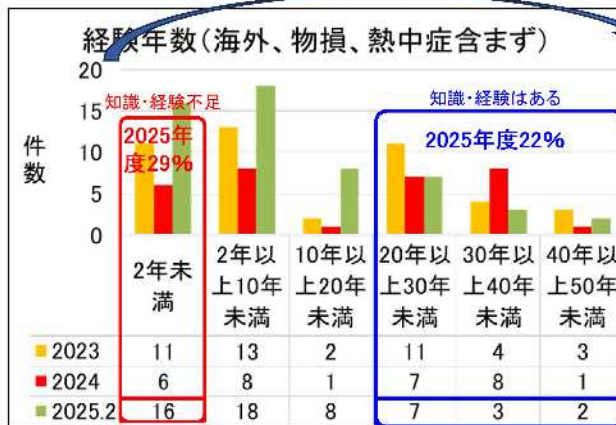
### ②仮設計画に3Dデータを活用する。

- ・3Dデータを活用して、現地に即した仮設計画を立案する(元請工事及び必要と思われる工事)。キックオフミーティング、施工検討会で決定。

### ③現場に出向き、安全教育(日特ルールを含む)を実施する。

- ・大型現場及び元請現場、行くべき現場(工事部と打合せ調整)に出向き、安全教育を行う。(週末：2時間程度)

2月28日時点



被災者の経験2年未満の増加と経験30～40年未満の減少

- ・経験2年未満 → ルールの知識・経験がないのでやらない(知らなかった)
- ・経験20年以上 → ルールを知っているがやらない(やらなかった)
  - ◆強制ミキサー清掃時に攪拌翼に巻き込まれ
  - ◆SD機への挟まれ
  - ◆ボーリング作業時の挟まれ

経験2年未満の作業員の災害が増加。(全55件:16件)

- ・日進会正会員4件(うち技能実習生:3件)
- ・準会員3件
- ・海外8件
- ・日特1件

## 災害件数推移(物損含まず)



## 2025年度 休業災害(指導強化5項目又は日特ルール違反)



「計画及び設備」  
 ・親綱未設置。  
 ・昇降設備、法肩柵未設置  
 ⇒日特ルールの教育



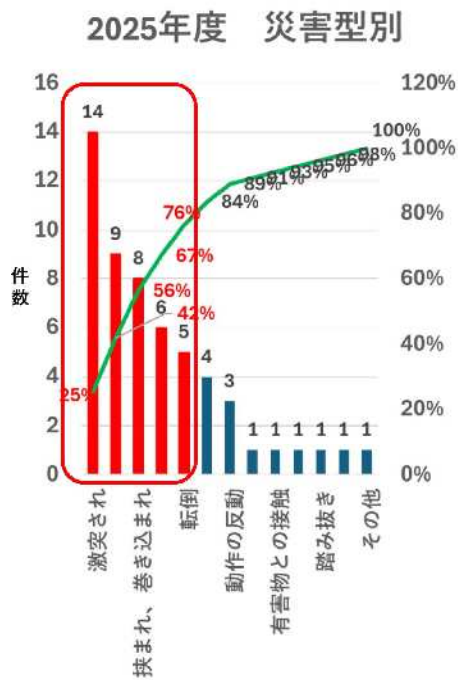
「教育」  
 「計画及び設備」  
 ・場面行動  
 ・設備の不良  
 技能実習生



「計画及び設備」  
 ・親綱未設置。  
 ・墜落転落防止柵未設置  
 ⇒日特ルールの教育



「教育」  
 ・合図の確認不足  
 ⇒作業手順の遵守  
 定期的な作業員への手順教育



| 災害の型                    | 事故・災害内容                                                                                                                                   |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 激突され：14件<br>（前年度5件）     | <b>安全指導強化のクレーン作業1件。ハンドリングマシン1件</b><br>・過去の類似災害が再発（PBのピン抜き、チャック交換時の皿パネ、歯止めの外し忘れロープ。）<br>・クレーン解体時のブーム落下防止なし<br>・14件中8件が海外、外国人技能実習生にて発生している。 |
| 墜落、転落：9件<br>（前年度5件）     | <b>安全指導強化の法面・高所作業に該当3件、日特ルール違反2件。休業災害が9件中6件発生。</b><br>・のり面作業での無ロープによる転落。<br>・立坑昇降時の安全ブロック未使用による墜落。<br>・車上からの転落。                           |
| 挟まれ巻き込まれ：8件<br>（前年度14件） | <b>安全指導強化のボーリングマシン作業に該当5件、日特ルール違反1件。</b><br>・飛散防止に大型土のうを使用して巻き込まれる。<br>・強制練りミキサー清掃時に攪拌翼に巻き込まれる。<br>・モノレール乗車時に立ち上がり、バランスを崩して支柱と歯車に巻き込まれる。  |
| 飛来、落下：6件<br>（前年度4件）     | <b>安全指導強化の裸眼禁止に該当2件、日特ルール違反2件。</b><br>・のり面からの落石により被災<br>・清掃時に保護メガネを使用しておらず飛散した。                                                           |
| 転倒：5件<br>（前年度3件）        | ・キャビンからおりる際に、ステップを踏み外し転倒<br>・砂の入った大型土のうの紐に足を引っかけて転倒                                                                                       |

## 安全

新規入場者**教育**実施状況を確認して下さい。

現場の状況、現場ルール、安全作業に必要な事項などを、**作業を開始する前に教育**しておくことが必要。

元方事業者により概ね実施されているが、当該作業に係る**ルール等の補足事項の説明**が必要。



### 従業員の既往症・持病の把握及び報告について

2024 年 10 月 9 日 通知 東北支店

事業主の皆様へ

従事される作業において、過去に発生した既往症の再発や持病による被災の予測がされる症状については、従業員を作業所に送り出す際の教育時に記載する、「**送り出し教育実施報告書（個人票）1/2**」の**健康管理・健康情報を記載のうえ提出**をお願い致します。

近年、**現場において作業する方の高齢化や持病等を起因とする災害が多くなっています**のでご理解をお願い致します。

なお、記載された個人情報は安全衛生管理、労務管理、取得資格の確認及び緊急時の連絡の目的に使用し、他の目的には使用いたしません。又、必要に応じて提供を受けた健康診断書等の個人情報についても、上記目的以外には使用いたしません。

社員の皆様へ

社員の皆様は、新規入場時に事業主より提出された「**送り出し教育実施報告書（個人票）1/2**」の**健康管理・健康情報**の内容を確認し、記載事項がある場合は職長もしくは、事業主に作業配置の確認を行って下さい。

## 当社の送り出し教育・新規入場教育の帳票について

- 当社が元請の場合は前年度通り提出してもらう（様式 1,2）。
- 当社が下請の場合は元請の書式で対応する。また、様式 3 を当社の現場に帳票を提出してもらう。
- 当社が元請、下請け工事で元請が実施しない場合は当社の帳票を使用する。
- 元請、下請けを問わず健康診断書の写しも提出してもらう。

（労働契約法第 5 条 安全配慮義務、労働安全衛生法第 62 条 2 第 2 項 高年齢者の労働災害防止のための指針（2026 年 4 月 1 日より）

様式 1～3 は Box¥14 東北支店¥14\_090 連絡用¥080 安全環境品質部¥■新規入場者・送り出し教育実施報告書■¥2026 年度に格納

2026年度 安全衛生管理活動基本計画

# 安全 第一

全社統一スローガン

働く人の安全と健康を守る職場を確立する

基本方針

人命尊重を基本理念とし、設備と教育の充実を図り安全を確保する

目標

死亡・重大災害ゼロ 法面・高所からの墜落・転落災害ゼロ

重点災害 防止項目

●クレーン災害 ●墜落・転落災害 ●挟まれ・巻き込まれ災害

安全指導の基本方針

- (1)『計画及び設備』 安全優先の計画を作成し、設備を整え安心して働ける職場とする  
 (2)『教育』 要因分析により本質的な原因を究明し予防措置を講じる  
 (3)『点検と是正』 リスクアセスメントシートによる自主点検と週間工程を起点としたパトロールの実施

## 重点実施項目(安全のルールを守る・守らせる)

- |                    |       |                                                                                                                                                           |
|--------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)安全指導強化5項目の推進    | ..... | ①クレーン作業のルール周知と作業計画の厳守<br>②法面、高所作業のルール周知と厳守、墜落防止設備先行設置<br>③ボーリングマシン作業手順の周知と厳守、合図確認の徹底<br>④ハンドリングマシン使用時、作業手順の確認と周知徹底<br>⑤裸眼での現場入場禁止と作業に必要な保護具の点検と使用徹底       |
| (2)社員・作業員・職長・事業主教育 | ....  | ①SpectAを活用した災害事例教育<br>②新規入場者教育時の現場ルール、日特ルール、作業手順等の教育実施<br>③外国人就労者へITツールを活用しての教育                                                                           |
| (3)パトロールによる改善指導    | ..... | ①各種パトロールの実施(朝礼参加・1サイクル・電気・機械・乗込み1週間)<br>②ルールで定められた保護具の点検と使用の確認<br>③指差呼称の実施 ④化学物質取扱い時のリスクアセスメントの実施<br>⑤機械・設備の確認(安全装置と非常停止装置、不具合な状態の改善)<br>⑥仮設計画、作業計画の履行の確認 |
| (4)長時間労働防止対策       | ..... | ①週間工程を活用した時間外、休日労働削減への取組強化<br>②適正な就労管理                                                                                                                    |

日 特 建 設  
日 特 建 設 日 進 会

## IV.日特建設のルール

### ③高所作業に従事する高齢者(65才以上)の対応【見直し】

#### 【実施事項】

- ・面談者は、問題がなければ工事部長、安全環境品質部長に現場配置の承認を得る。
- ・安全環境品質部長は「女子・年少者・高齢者就労報告書」を安全環境品質本部に提出する。

#### 【見直し】

- ・最寄りの※支店幹部が健康診断書(定期:1年に1回)をもとに支店、営業所あるいは現場事務所で面談し、その良否を判断する。

⇒面談者:支店幹部⇒安全衛生委員

⇒面談場所:支店・営業所・現場事務所⇒現場事務所

女子・年少者・**高齢者就労報告書**

年 月 日

**\*健康診断書添付の事**

事業所の名称 \_\_\_\_\_

一次会社名 \_\_\_\_\_ 日 特 太 郎

所 長 名 **元請所長** ( ) 会社名 (有) ● ● ● 工業

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 東北 健太郎(事業主)

1. 高齢者（満65歳を超える者）  
業務の区分 該当に○印を付すこと。①管理作業 ②特殊技能 ③軽作業(高所作業は禁止)  
健康の状態、作業内容、技量等ご検討のうえ就労を許可願います。

| 氏 名    | 生 年 月 日              | 所 属 会 社 職 種  | 作 業 内 容    |
|--------|----------------------|--------------|------------|
| 日進会 太郎 | 1959 年 5 月 10 日 66 歳 | (有) ● ● ● 工業 | プラントオペ・軽作業 |
|        | 年 月 日 歳              |              |            |
|        | 年 月 日 歳              |              |            |

上記の者、下記により当作業所での就労を許可とする。

所長 **元請所長** 印

就労許可条件(または不許可者氏名、理由)

①作業内容は、プラント及び場内清掃とする。  
②2m以上の高所作業は禁止とします。  
③新規入場者教育の誓約書並びに、現場ルール・安全基準を守って行動すること。

#### ④「安全データシート」の入手と確認

各工種に使用する主材料、急結剤、混和材、添加剤等において『安全データシート』を入手し、危険性の認識、保護具及び緊急措置、取扱注意事項等の教育及び保護具の完備着用の周知徹底を講じる。（リスクアセスメント結果の関係者への周知）一定の有害性のある化学物質（2021年1月：674物質）について

1. 事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられました。
2. 譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務付けられました。  
労働安全衛生法が改正（平成28年6月1日施行）
3. 当社はクリエイトシンプル帳票を使用してリスクアセスメントを行う（統合MS）。

## 保護具着用 管理責任者の職務

- 一 保護具の適正な選択に関する  
こと。
- 二 労働者の保護具の適正な使用  
に関すること。
- 三 保護具の保守管理に関する  
こと。

|              |       |
|--------------|-------|
| 管理責任者<br>氏 名 | 堀井 公広 |
|--------------|-------|

## 化学物質管理者の職務

- ① ラベル表示および安全データシート(SDS) 交  
付に関すること
- ② リスクアセスメントの実施に関すること
- ③ リスクアセスメント結果に基づく露防止措  
置の内容および実施に関すること
- ④ リスクアセスメント対象物を原因とする労働災  
害が発生した場合の対応に関すること
- ⑤ リスクアセスメントの結果の記録の作成および  
保存ならびにその周知に関すること
- ⑥ リスクアセスメントの結果に基づく露防止  
措置が適切に施されていることの確認、労働者  
のばく露状況、労働者の作業の記録、ばく露防止  
措置に関する労働者の意見聴取に関する記録・  
保存に関すること
- ⑦ ①～④の事項の管理を実施するに当たって  
の労働者に対する必要な教育に関すること

|              |       |
|--------------|-------|
| 管理責任者<br>氏 名 | 藤井 裕二 |
|--------------|-------|

### 保護具着用管理責任者とは

化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を使用さ  
せるときは、「保護具着用管理責任者」を選任する必要があります。

## ⑤保護メガネの着用について【統合】

### ・ゴーグル型保護メガネ着用が必要な作業

- 1) プラントミキシング作業(薬液注入・有機溶剤等)  
※セメント混練作業は除く(暑気作業を配慮)
- 2) 急結剤・急硬剤を使用する作業
- 2) 圧力閉そく除去作業
- 3) 施工検討会で必要とした作業

### ・それ以外の作業

- 1) 着用するメガネの種類は問わない、視力矯正メガネ、シールド付保護  
面等、眼球に直接飛来物が防げるもの。
- 2) 裸眼での作業は行わない。

ゴーグル型保護メガネ

※1サイドシールド型保護メガネ



## ⑥耐切創手袋の使用徹底について

鎌やカッター等の刃物を使う作業や、解体や片付等でガラスや鋭利な鉄くず等を取り扱う作業においては、耐切創機能を有する手袋を着用する。

※切創手袋はレベルC以上を使用の事。

| 耐切創レベル  | レベル A | レベル B | レベル C | レベル D | レベル E | レベル F |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 切創力 (N) | 2 ≦   | 5 ≦   | 10 ≦  | 15 ≦  | 22 ≦  | 30 ≦  |
| 耐切創性    | 弱い    |       |       |       |       | 強い    |



## ⑦ハンドリングマシン

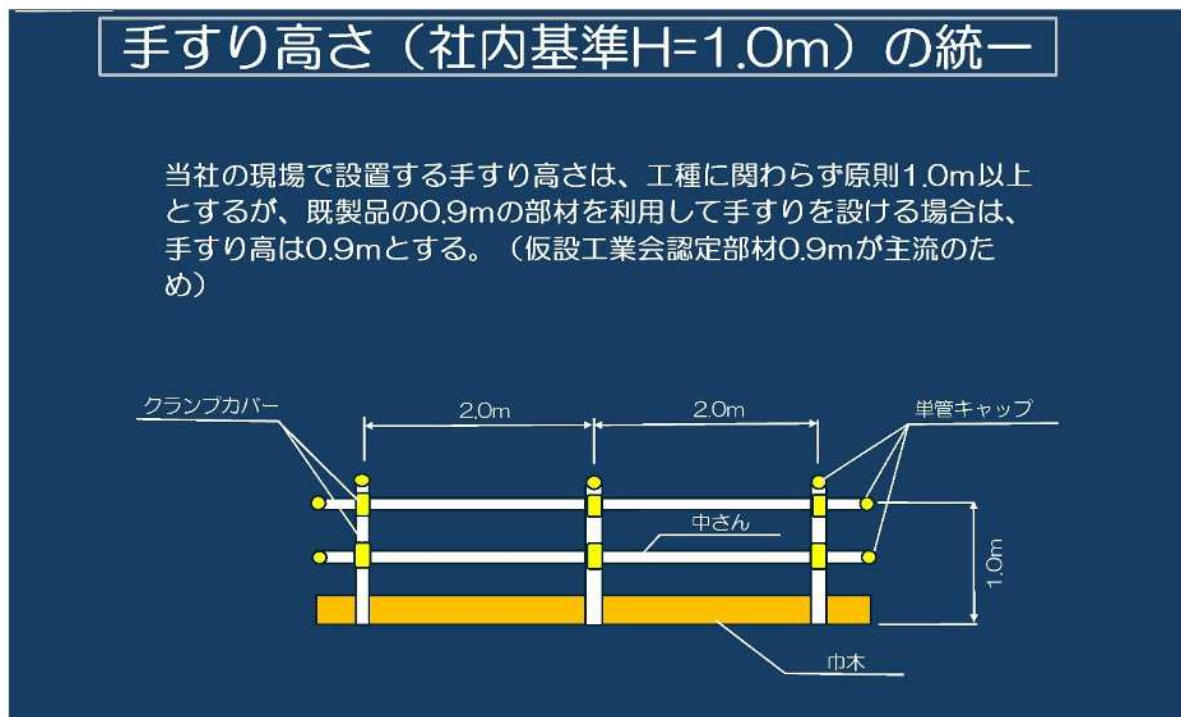
①持込み機械に受理書シールを貼付。作業手順書作成。

(電動丸ノコ、電動ドリルは注意)

②ベビーサンダーは、保護カバー及びサイドハンドル付きを使用する。



## ⑧手すり高さ（社内基準 H=1.0m）の統一



## ⑨車両の歯止め使用基準について

### 使用基準

- ① 歯止めには長めのロープを使用する
- ② 歯止めは前輪の運転席側に設置する
- ③ 歯止めのロープはドアミラー又はドアノブに掛ける

※歯止めは現場ルールで未使用が明確化されている場合を除き、平坦な場所も原則使用とする。



## 目 的

- ① 歯止め使用の明確化
- ② 歯止め取り忘れの防止



2. 現場入場前に歯止めルールを伝え、守らせる。(歯止めルール)

- ・原則、運転手が歯止めの設置及び取外しを行う。
- ・車両サイズに対して適切な歯止めを設置する。

## ⑩無足場工法（SD 工法）の作業

### 【実施事項】

- ① 削孔機のチェーンとギアが駆動する箇所に接触防止カバーが取付けてある機械を使用する事。
- ② 稼働現場に適合した移動手順が記入された作業手順書を作成し、周知会を実施する事。

カバーの着脱（東京支店の例）



## ⑪ ロッド脱着時のSレンチ指定について

- ・ ロッドの脱着に使用するSレンチは、挟まれる危険のある場所を持たないようするため、柄の部分がくり抜かれており、挟まれる危険のない場所を握る事が出来る「取って付レンチ」を使用すること。

。

### ロッド脱着時のSレンチの指定

ロッドの脱着に使用するSレンチは「取って付レンチ」を使用する



## ⑫ ボーリングマシン作業

- ①オペレータと手元者の合図確認の徹底を図ること。

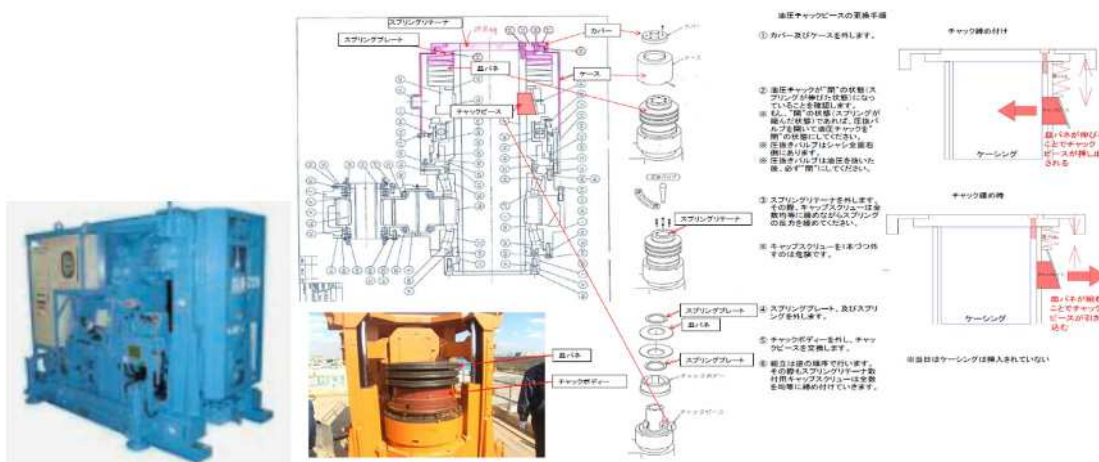
注）ロッドの脱着作業時は、手元者の指示によりオペレータが機械を操作させること。また、確認の合図方法は、笛、無線マイク等で確実に実施させること。

- ②オペレータと手元者の協同作業手順を再度見直し、周知徹底を図ること。
- ③ボーリングマシン（スピンドル）の回転部防護カバーの設置状況を点検すること。
- ③ ウォータースイベルの整備とウォータースイベル用ホースの固定を確認すること。



### ⑬大口径ボーリングマシンのチャックピースの交換

ロッドケーシングの口径φ140mm以上、皿バネ機構のボーリングマシンの交換作業は専門整備士に依頼する。現場作業員に取扱いはさせない。また、現場で使用する機種 of 取扱い説明書を常備する。



### ⑭クレーン作業計画

\* 必ず作成・周知無い場合作業中止

必ずクレーン作業計画を作成し全員に周知し、作業場所へ掲示して、厳守すること。  
(社内基準 定格荷重 × 80%)

## クレーン作業計画

- ・ 1) 現場担当者は、必ずクレーン作業計画を作成し協力業者へ周知する。
- ・ 2) 作成したクレーン作業計画書は、作業場所に常備する。

## ⑮ ユニック車のブーム・アウトリガー

\* 架空線の切断、道路標識等の破損等の防止

### 未格納警報装置を装着したユニックを使用

- ① 当社の現場で使用するユニック車（搭載型トラッククレーン）には、全てブーム・アウトリガ未格納警報装置を装着したものを使用。
- ② 資機材等のスポット搬入業者のユニック車に装着されていない場合は、日特社員が作業終了まで立ち会い監視する。
- ③ 協力業者が装着していない場合は、装着してあるユニック車をリースする。



## ⑩ クレーン仕様バックホウの使用制限

### \* バックホウ転倒事故の防止

- ・ クレーン作業計画書の作成と周知会の徹底。
- ・ 特に定格荷重表による作業半径の再確認。

① クレーン仕様バックホウ（2.9 t 吊り）の吊り作業は2.0 t を超えるものは作業禁止。（ $2.9 \text{ t} \times \text{社内基準} 70\% = 2.0 \text{ t}$ ）

## クレーン仕様バックホウの使用制限

クレーン作業計画書の作成と周知会の徹底。  
特に定格荷重表による作業半径の再確認。

① クレーン仕様バックホウ（2.9 t 吊り）の吊り作業は2.0 t を超えるものは作業禁止。  
（ $2.9 \text{ t} \times \text{社内基準} 70\% = 2.0 \text{ t}$ ）



## ⑪ ケーブルクレーン作業における実施状況

### 【実施事項】

- 1) ケーブルクレーン特別安全指定工事報告書の提出
- 2) 本・支店パトロールの実施
  - ・ 支店安全環境品質部  
1 回/ケーブルクレーン設置後 1 週間以内
  - ・ 支店内パトロール  
1 回/ケーブルクレーン稼働月
  - ・ 本店安全環境品質本部  
パトロール先は「ケーブルクレーン特別安全指定工事報告書」より選定して決定する。

## ケーブルクレーン作業

- ①指定退避場所の明示
- ②横行ラインをマーキング
- ③介錯ロープの取付け
- ④吊り荷警報器の取付け
- ⑤過巻警報機の設置

・過巻警報装置は当社が設置したケーブルクレーンのみ対象とし、メーカーと設置可否について打合せを行い設置が出来ない場合は、往来とおり巻き上げワイヤーロープに目印を設ける事で過巻防止対策とする。

・ケーブルクレーン特安工事指定工事は、元請によるケーブルクレーン操作を行う場合は対象外とする。

横行ラインのマーキング



吊り荷警報器 介錯ロープの使用



過巻警報機  
(当社設置ケーブルクレーン)



## ⑮ベルトスリングの使用について

ナベルトスリング（ナイロンスリング）を使用する際は以下の事項を厳守すること。

- ①JIS規格外品の**使用禁止**。
- ②繊維スリングのタグ部に**使用開始日**と**最大使用荷重**が分かるよう記入する。
- ③外観に損傷及び異常がなくても常時屋外で使用する場合は、**使用後3年で廃棄**とする。
- ④使用する繊維スリングの取扱説明書を作業所に常備し、最大使用荷重の確認、損耗による廃棄基準を基に日常点検を実施する。**JIS規格外品の使用禁止**

## 繊維スリングの「日特ルール」

- ②繊維スリングにタグ部に使用開始日と最大使用荷重が分かるよう記入する。



使用開始日と最大使用荷重を記載

※現在使用中の繊維スリングは使用開始日については遡って記入、使用開始日不明なものは2022年4月として2025年3月に廃棄（常時屋外使用に適用）としてください。

※繊維スリングの使用に伴いメーカータグ記載事項が不明瞭となるのでマジック等で記載。

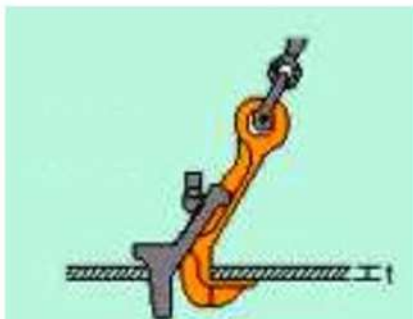
## ⑬ 縦吊り用レンフロックランプの使用について

- ・当社において縦吊り用レンフロックランプを使用しての吊り作業は禁止とする。ただし、完全に吊らないH鋼材等の荷さばきには使用可能とする。
- ・横吊り用レンフロックランプに関しても、一本吊りは禁止とし、必ず複数個を対角線上に設置して使用すること



### 覆工板吊り具について

- ・覆工板の吊り具は外れ止めの付いたフックを使用し、4点で吊ること。



### 敷鉄板吊り金具の指定について

- ・当社において敷鉄板を吊る際の吊り金具は以下3種類に指定する。
  - a. 鉄板専用金具 使用に当たっては、メーカーを問わない



## ⑳法面工事

### （法面からの墜落災害防止）

「ロープ高所作業における危険の防止を図るための労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」が平成 27 年 8 月 5 日に公布され、平成 28 年 1 月 1 日から施行された。以下はその概要となる。

| 労働安全衛生規則改正の概要 |                                                                                            |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① ライフラインの設置   | 身体保持器具を取り付けるための「メインロープ」以外に、安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設けること。                                     |
| ② メインロープ等の強度等 | メインロープ等については、十分な強度を有するものであって、著しい損傷、摩耗、変形又は腐食がないものを使用すること。                                  |
| ③ 調査及び記録      | あらかじめ、作業を行う場所の状況等を調査し、その結果を記録すること。                                                         |
| ④ 作業計画        | あらかじめ、③により知り得たところに適応する作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、当該作業計画により作業を行うこと。作業計画は、作業の方法や順序等の事項が示されていること。 |
| ⑤ 作業指揮者       | 作業を指揮する者を定め、その者に④で定めた作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、②の措置が講じられているか否かの点検等を行わせること。                    |
| ⑥ その他         | 事業者は、労働者をロープ高所作業に係る業務に就かせるときは、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならないこととする。                         |
| 施行日           | 平成28年1月1日。ただし、特別教育については平成28年7月1日。                                                          |

#### ・法面安全基準について

・法面安全基準は法面工事の施工設備や、管理方法の全社統一の基準として、法面工事の安全な作業環境を整えることを目標に平成 7 年 12 月 21 日に制定された。

※：改訂 2020 年 9 月 28 日

1 本単管ワ禁止図 ・フルハーフ省令改正・1 本単管ワ禁止・指定親綱追加  
・親綱使用期間 6 カ月に延長（特安除く）

※詳細は「**法面安全基準**」を参照のこと。

## ②① ベルトコンベアーの巻き込まれ対策

### \* 清掃中の巻き込まれ災害の防止

緊急停止装置または巻き込まれ防止装置が装備されたもの。

## ベルトコンベアーの巻き込まれ対策

- ①リース機械は緊急停止装置か、巻き込まれ防止措置が装備されたベルトコンベヤーを納入する。
- ②回転部の修理、点検整備は手元スイッチは勿論の事、機械の遮断器を切ること。機械に遮断器の装備が無いものは、一次側の遮断器を切って行う。



## ② 吹付機及び吹付ホースの緊結他

### 吹付機及び吹付ホースの緊結他

- ①吹付機巻き込まれ防止網の設置  
社有機・協力業者吹付機点検口には巻き込まれ防止網を設置する。



- ②吹付ホースのカップリングビス  
ホースカップリングのビス本数を6本以上カップリングを使用する。

写真は8穴仕様



- ③吹付ホース緊結バンドについて  
自社所有及び協力業者所有の吹付ホース緊結バンドを全てに装備する。

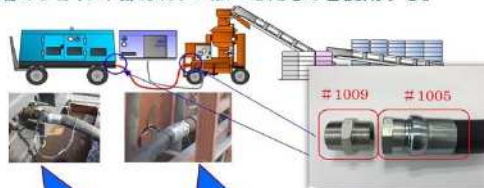


### 吹付機及び吹付ホースの緊結他

- ④吹付機へのホースの緊結  
吹付機及びコンプレッサーとホースの緊結部を抜け防止ワイヤーで緊結する。



コンプレッサーから吹付機へは、高圧エアホースを使用し、両端のジョイント部はカシメ加工したものを使用する。



二重対策として、抜け防止金具（あばれん輪）を取り付ける

## ②③ 圧力閉そく作業時の対応

### 圧力閉塞作業時の対応

#### ①セーフティゴーグルバイザー付の使用

圧力閉塞時は「セーフティゴーグルバイザー付」を使用する。



#### ②吹付ホース固定金具の使用

圧力閉塞時は「吹付用固定プレート」または「クランプ式固定具」を使用する。



## ②④ ミキサーの防護網・スイッチの設置について

### ミキサーの防護網・スイッチの設置

#### ①ミキサーの防護網について

誤って手が入らない、かつ、材料投入に支障とならない形状のものをミキサーに合わせて設置する。

#### ②非常停止用スイッチについて

キャブタイヤを延長して作業場所近傍にスイッチを設置し非常時に電源を切ることが出来るようにする。

ミキサー防護網設置例



非常用停止装置設置例



## ②⑤ 攪拌機械清掃時の安全対策

### 攪拌機械清掃時の安全対策

- ①清掃する作業員は元電源を遮断もしくはインターロックの鍵を抜いて清掃作業を行う。
- ②攪拌機械の動力ケーブルに防水コネクタを設け、清掃作業時は防水コネクタを外して清掃作業を行う。
- ③清掃作業前に発電機、分電盤に「清掃作業中、電源を入れるな」のステッカー等を表示し、かつ清掃作業箇所に「清掃中」の表示板を設置する。

分電盤表示例



インターロック鍵の抜き取り



表示板の設置



## ②⑥ 全自動ミキシングプラントの装置

### 全自動ミキシングプラントの装置（1/2）

#### ①安全装置の設置

- 1) 上槽ミキサー上蓋及び横蓋、下槽アジテーターの分割蓋に蓋開けたら攪拌機が停止する安全装置の設置。

上槽ミキサー上蓋



上槽ミキサー横蓋



下槽アジテーター分割蓋



#### ①安全装置の設置

- 2) 上槽ミキサー上蓋及び横蓋の開口箇所付近に攪拌機非常停止ボタンを設置。

上槽ミキサー上蓋開口部付近



上槽ミキサー横蓋開口部付近



### 全自動ミキシングプラントの装置（2/2）

#### ②保安設備の設置

- ・ 上槽ミキサー上蓋開口時の転落防止対策の養生金網の設置。
- ・ 上槽ミキサーの攪拌機モーター回転中はパトライトを点灯させる。

上槽ミキサー上蓋転落防止網



攪拌機回転中はパトライト点灯



#### ③階段式昇降階段の設置

- ・ 階段式昇降階段を設置。

上槽への昇降階段



# 全社統一スローガン 働く人の安全と健康を守る 職場を確立する

見えないところにこそ、私たちのプライドがある

**NITTOC**